

【国の基準による訪問型サービス】

訪問型サービス(みなし) サービスコード表(1)

八丈町

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位
種類	項目				
A1	1111	訪問型サービスⅠ		1,168	1月 につき
A1	1113	訪問型サービスⅠ・初任	事業対象者・要支援1・2(週1回程度) 1,168単位 介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	818	
A1	1114	訪問型サービスⅠ・同一		1,051	
A1	1115	訪問型サービスⅠ・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	736	
A1	2111	訪問型サービスⅠ日割		38	1日 につき
A1	2113	訪問型サービスⅠ日割・初任	事業対象者・要支援1・2(週1回程度) 38単位 介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	27	
A1	2114	訪問型サービスⅠ日割・同一		34	
A1	2115	訪問型サービスⅠ日割・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	24	
A1	1211	訪問型サービスⅡ		2,335	1月 につき
A1	1213	訪問型サービスⅡ・初任	事業対象者・要支援1・2(週2回程度) 2,335単位 介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	1,635	
A1	1214	訪問型サービスⅡ・同一		2,102	
A1	1215	訪問型サービスⅡ・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	1,472	
A1	2211	訪問型サービスⅡ日割		77	1日 につき
A1	2213	訪問型サービスⅡ日割・初任	事業対象者・要支援1・2(週2回程度) 77単位 介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	54	
A1	2214	訪問型サービスⅡ日割・同一		69	
A1	2215	訪問型サービスⅡ日割・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	49	
A1	1321	訪問型サービスⅢ		3,704	1月 につき
A1	1323	訪問型サービスⅢ・初任	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度) 3,704単位 介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	2,593	
A1	1324	訪問型サービスⅢ・同一		3,334	
A1	1325	訪問型サービスⅢ・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	2,334	
A1	2321	訪問型サービスⅢ日割		122	1日 につき
A1	2323	訪問型サービスⅢ日割・初任	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度) 122単位 介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	85	
A1	2324	訪問型サービスⅢ日割・同一		110	
A1	2325	訪問型サービスⅢ日割・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	77	

【国の基準による訪問型サービス】

訪問型サービス(みなし) サービスコード表(2)

八丈町

A1	2411	訪問型サービスⅣ	訪問型サービス費(みなし)(Ⅳ)	事業対象者・要支援1・2(週1回程度) 266 単位			266	1回につき
A1	2413	訪問型サービスⅣ・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		186	
A1	2414	訪問型サービスⅣ・同一				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20人以上にサービスを行う場合 × 90%	239	
A1	2415	訪問型サービスⅣ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		167	
A1	2511	訪問型サービスⅤ	訪問型サービス費(みなし)(Ⅴ)	事業対象者・要支援1・2(週2回程度) 270 単位			270	
A1	2513	訪問型サービスⅤ・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		189	
A1	2514	訪問型サービスⅤ・同一				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20人以上にサービスを行う場合 × 90%	243	
A1	2515	訪問型サービスⅤ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		170	
A1	2621	訪問型サービスⅥ	訪問型サービス費(みなし)(Ⅵ)	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度) 285 単位			285	
A1	2623	訪問型サービスⅥ・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		200	
A1	2624	訪問型サービスⅥ・同一				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20人以上にサービスを行う場合 × 90%	257	
A1	2625	訪問型サービスⅥ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		180	
A1	1411	訪問型短時間サービス	訪問型サービス費(みなし)(短時間サービス)	事業対象者・要支援1・2(20分未満) 165単位 ※1月につき22回まで			165	
A1	1413	訪問型短時間サービス・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		116	
A1	1414	訪問型短時間サービス・同一				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20人以上にサービスを行う場合 × 90%	149	
A1	1415	訪問型短時間サービス・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		104	
A1	4001	訪問型サービス初回加算	初回加算		200 単位加算		200	
A1	4002	訪問型サービス生活機能向上加算	生活機能向上連携加算		100 単位加算		100	
A1	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 137/1000 加算		1月につき	
A1	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 100/1000 加算			
A1	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000 加算			
A1	6273	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90% 加算			
A1	6275	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80% 加算			
A1	8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15% 加算			1月につき	
A1	8001	訪問型サービス特別地域加算日割		所定単位数の 15% 加算			1日につき	
A1	8002	訪問型サービス特別地域加算回数		所定単位数の 15% 加算			1回につき	

【国の基準による訪問型サービス】

訪問型サービス(みなし) サービスコード表(3)

八丈町

A1	8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算		1月 につき
A1	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の 10% 加算		1日 につき
A1	8102	訪問型サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の 10% 加算		1回 につき
A1	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算		1月 につき
A1	8111	訪問型サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の 5% 加算		1日 につき
A1	8112	訪問型サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の 5% 加算		1回 につき